

加工食品の原料原産地の 表示方法について (関係者とのヒアリング概要)

平成 20 年 10 月

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課

○ 消費者、事業者、生産者、学識経験者との意見交換の概要

1. 消費者団体の会員

2. 食品事業者

(1) お客様相談窓口に寄せられた声について

(2) 原料原産地表示をめぐる状況について

3. 生産者団体

4. 学識経験者

1. 消費者団体の会員

全国規模で展開している消費者団体等の会員の一部の方々と意見交換を実施（４回、合計約５０人）

（原料原産地表示について）

- ① 制度の拡充を希望する
- ② 現行制度の普及啓発と併せて各種の情報提供が必要
例えば、農産物には端境期や加工適正品種が存在するため、輸入原材料を使用せざるを得ないことや全ての原材料に原料原産地表示を義務付ける場合、表示面積が数倍必要になること等について情報提供が必要

（検討項目について）

- ③ 検討項目に関し、何故表示が難しいかの情報が不足
- ④ 中国隠しに繋がりがねない表示方法の見直しには反対
- ⑤ 事業者は使用する原材料の産地を全て把握している筈であり、これを表示できないというのは事業者の言い訳に過ぎない

（その他）

- ⑥ 表示スペースの関係上、表示は必要最小限として字を大きくすべき
- ⑦ 推奨通知を踏まえた取組の深化が必要
- ⑧ 食の安全と原料原産地表示は関係がないことを広く示すべき
- ⑨ できる限り多くの消費者にできる限り丁寧に説明して意見を聞き取ることが重要

2. 食品事業者

(1) お客様相談窓口寄せられた声について

5 事業者から聞き取り

(全体の傾向について)

- ① 原料の安全性について問い合わせが急増しているが、産地表示については、問い合わせ集中時期を除くと必ずしも増加していないこと
- ② また、両者を結びつけた問い合わせも多くはないこと

(問い合わせ内容について)

- ③ 安全性に係る問い合わせの多くは、原料の受入時の検査体制、製造工程の管理等について回答がなされれば、それ以上の質問等はなされないこと
- ④ 消費者の一番の関心は加工食品の原産地（製造所固有記号を含む）であり、全ての原料の原産地についての関心は高くはないこと
- ⑤ 個別品目については、加工度が比較的低いか、輸入品が多いものに対する関心が高いこと
- ⑥ 問合せは購入商品を安心して食することができることを確認したくて行われていること

(その他)

- 今まで、事業者の取組として当然のこととして表に出していなかった原料チェックや品質管理の状況について情報公開していくことが、消費者の要望に応えることになる可能性が高い

(2) 原料原産地表示をめぐる状況について

20団体、37事業者と意見交換を実施

(原料原産地表示について)

- ① 制度を含め、消費者への情報提供（普及・啓発）が不足
（特に、「加工食品の原産地に関する誤認防止」という目的の周知が不足）
- ② 物理的に産地情報を取ることが難しいか、情報は得られても、事前に容器包装に表示することが難しい食品が存在することを周知する必要

(検討項目について)

- ③ 「大括り表示」であっても解決できない問題点があること（「国産又は表示」があり得ること）
- ④ 中間加工品の製造国名を原産国名とすることについても問題点があること（消費者から「中国産隠し」と指摘されかねないのではないか）
- ⑤ 条件を付した上で可能性のある国を全て表示することについての検討が必要ではないか

(推奨通知との関係について)

- ⑥ 推奨通知を踏まえた取組の深化が消費者にとってもメリットがあると考えられること
- ⑦ 事業者の推奨通知を踏まえた取組を無にすることのないようにする必要があること
- ⑧ 消費者が求める情報には、確かさが必要なものと、若干の誤差があり得ても提供することが望まれるものがあると考えられることから、後者について若干の許容幅が認められれば提供情報量は間違いなく増加すること

3. 生産者団体

- ① （20食品群等以外の）加工食品の原材料に関し、「国産」を使用している旨を表示する場合、現在は一括表示欄外の表記となっているが、今後表示方法の工夫等の検討を行うことにより、一括表示欄内での表示も検討してはどうか。
- ② 一括表示欄内だけでの表示では、伝えられる情報量や質に限界があることから一括表示欄外に記載する等の工夫の必要もあるが消費者に誤解を与えないよう一定のルールも必要と考える。

4. 学識経験者

（食の安全と表示等）

- ① 食の安全と原料原産地表示は関係がないこと
- ② 食の安全に係る誤解を解くためには、リスクコミュニケーションが重要であること

（原料原産地表示のあり方）

- ③ 消費者の要望をしっかりと見極めることの必要性（一過性のものか真に必要なものの見極め）
- ④ 限られた表示スペースで何を表示すべきかの検討が不可欠であること
（容器包装への表示で行うべきもの、ホームページやお客様相談窓口で提供することが適切なものに大別する必要）
- ⑤ 加工食品の原料の原産地は「品質」に含まれないことの周知が必要